

Title	内藤智秀氏學位論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.2 (1933. 5) ,p.203(375)- 204(376)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330500-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内藤智秀氏學位論文審査要旨

内藤智秀氏は「日土交渉史」なる論文を本塾文學部に提出學位を請求中であつたが四月十七日付を以て芽出度本學部第四回目の文學博士號を授與されることとなつた。氏は曾つて本塾豫科並びに普通部に教鞭を取られしことあり、我史學會と縁故淺からざるものがあり、今回の氏の榮譽は、同人一同の心から慶賀に堪へざる所である。その論文審査要旨は左の如くである（主査委員は占部百太郎、橋本増吉の兩教授）。

本書は第一章に於て、先づ一八八七年（明治二十年）小松宮彰仁親王同妃兩殿下の土京訪問に始まる日本とトルコの國交の起源より、日土條約締結の過程を敘し、第二章に於て使節オスマン・パシヤ一行が土帝アブドル・ハミッド二世の命によりて、軍艦エルトグロール號に搭乗して亞細亞各港を経て日本に來朝し、その歸航途中、紀州樫野崎燈臺附近に於て颶風に遭ひ、難破沈没し、爲に日本政府は金剛、比叡兩艦をして乗組員六百七人の内、生存者六十九人を土京に送還せしめた顛末を説き、第三章に於て土帝アブドル・ハミッド二世が積衰のトルコ帝國を復興して、これが

統一を鞏固にせんが爲、汎回教主義運動を起し、或はヘヂヤス鐵道を敷設し、或は巡禮隊をメツカに派遣した事を述べ、而して極東へ使節を派遣したのも、下記の如き他の表面の理由が列擧せらるるに拘らず、その主要の目的が汎回教主義の宣傳に在つたことを力説し、第四章に於て、十五世紀以來トルコ帝國がヨーロッパ及びアメリカから課せられた特殊條約の箇條を網記し、この不平等なる所謂カピチュレーションを撤廢せしめんとして、殊に十九世紀後半に至つて種々運動したが、結局一九二三年（大正十二年）のローザンヌ條約締結に至るまでその目的を達成しなかつた次第を論述し、第五章に於て、汎回教主義運動の發生より説き起して、この主義の内容を説明し、その教義とキリスト教の教義とを比較對照し、アブドル・ハミッド二世の汎回教政策を採つて猛進した經過及び回教諸僧侶の回教復興運動を敘述し、第六章に於て、非民族的汎回教主義運動が十九世紀以來勃興せる民族主義の運動に壓倒せられて、遂に全く失敗に畢つたことを論じ、傳統を重ざる民族主義を以て永久的で絶對なるものと斷じてゐる。

以上六章の中、本論文の主眼は第一章第二章に在る。日本とトルコは亞細亞の極東と極西に國を建てて、均しく亞細亞人種であり、非キリスト教徒であると云ふ理由により、何れも歐米諸國から、不平等なる治外法權の下に置かれたので、兩國共にこの治外法權を撤廢せしめんが爲、歐米諸國に對して、外交談判を重ね來つたのであつた。日本は明治初年以來、歴代外交當局の努力によつて、一八九四年（明治二十七年）安政條約を改修せしめて、對等條約を締結し、以て治外法權を撤廢することが出來た。然るに

昭和七年度三田史學研究會 例會報告

昭和七年度三田史學研究會に於ける講演者及びその演題を列舉せば左の如し。

昭和七年

五月五日(木)午後三時 於萬來會洋間(第二百十五回例會) 恒松

安夫氏歸朝歡迎會並に新入生歡迎會

管子の製作年代に就いて 佐々倉精五君

足利時代の土一揆に就いて 菅原 精一君

滯歐雜感 恒松 安夫氏

六月二日(木)午後三時 於萬來會洋間(第二百十六回例會)

De Bello Gallicoの製作年代に就いて 近山 金次氏

臺灣に於ける和蘭人の經營 幸田 成友氏

六月二十三日(木)午後三時 於萬來會洋間(第二百十七回例會)

應仁以後の日明貿易 横田 實君

二月革命の經過 藤田 寅一君

修史雜談 竹越與三郎氏

九月二十二日(木)午後三時 於萬來會洋間(第二百十八回例會)

紀元前四、五世紀アツチカに於る奴隸勞働 穴原榮三郎君

人種問題 松本 芳夫氏

十月六日(木)午後三時 於萬來會洋間(第二百十九回例會)

紫外線に依る古文書の鑑定 高山 定雄君

トルコは前述の如く、世界大戰後ローザンヌ條約を締結するまで依然として不平等條約の儘に放置せられてゐた。アブドル・ハミッド二世が一八九〇年(明治二十三年)日本に使節を派遣する以前から、頻りに日土間の國交を親密にせんと欲して、その外交當局をして、兩國の間に條約を締結せしめんと盡瘁したのは、その動機が日本と對等條約を結び、結局兩國共同の力を以て、兩國に課せられた歐米に對する不平等條約を改締せしめんとするに在つたことは、著者が種々の史料によりて證明してゐる所である。又著者はアブドル・ハミッド二世がオスマン・パシヤを東洋に派遣した目的を擧げて、一、汎回教主義宣傳の爲、二、日土條約締結促進の爲、三、小松宮同妃兩殿下土京御訪問の御答禮、四、練習艦の遠洋航海に在りとして、種々の文獻によりて、これを證明してゐる。殊にトルコ使節の航海旅程並にその一行の紀州沖遭難の實況の敘述は精細を悉してゐる。而して著者は從來等閑に附せられたトルコ使節派遣の内情、汎回教主義運動の實情を明かにする爲、これ等に關する各方面の史料を列擧して、這般の消息を説明してゐる。殊に日土交渉停頓の真相も本邦とヨーロッパの文獻に徴して明白にせられてゐる。要するに、以上の研究結論にはなほ異論を容るべき餘地なきに非るべしと雖も著者が親しく西南亞細亞地方を踏査し、又多年土京に滯留して刻苦勉勵各種の史料を蒐集し、克く研鑽を重ね、前人未發の諸點を開拓したることは、史學上有益なる研究と認めらるべきものと信ずる。仍て本學部は本書の著者を以て文學博士の學位を授與するに足るべきものと認むる。